

# 関釜裁判ニュース

2005年3月13日発行

第47号

金山「従軍慰安婦」  
女子勤労挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

関釜裁判は一九九二年十二月韓国釜山市などの日本軍「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊の十人を原告として、山口地裁ト関支部に日本國の公式謝罪と賠償を求めて提訴した。九年、「慰安婦」原告に一部勝訴判決が出たが、広島高裁で敗訴。一〇〇三年最高裁で棄却決定。現在、戦後補償立法運動と富山での勤労挺身隊訴訟を支援。

## 隣国からの呼びかけにいかに応えるのか 戦後六〇周年にあたって

花房俊雄

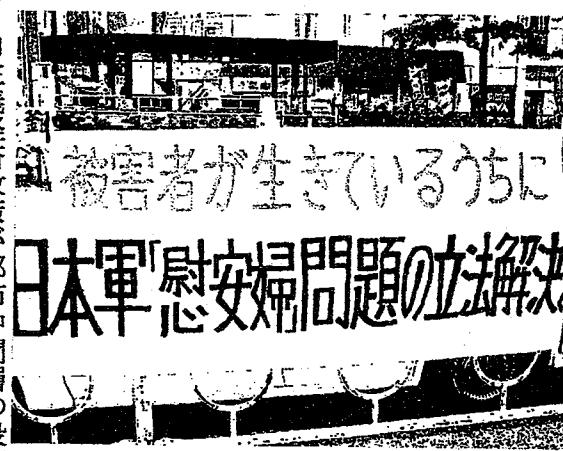
初めに

暖冬を思わせたこの冬は新年に入ると一転厳しい寒さが続き、日本以上に寒い韓国に住む原告たちが無事この冬を乗り越えることができるか気がかりである。なかなか退院できない朴頭理さん、不眠症が悪化し入院した朴Sさん、電話で何度も同じことを聞いてくる朴Jさんとそれぞれ老いの進行を実感させられる。原告ではないが元日本軍「慰安婦」の訃報は今年に入って相次ぎ、すでに韓国で五人、台湾で一人亡くなっている。

関釜裁判が始まって十三年目、原告たちがなお戦後補償裁判(不二越訴訟)に執念を

燃やせる最後の旬節＝戦後六〇周年を迎えた。この一〇年余、日本社会と韓国社会は過去の克服に鮮やかな対比を描きながら推移した。長い民主化闘争の末一九九一年民主政権を誕生させた韓国社会は軍事独裁政権下での人権抑圧の真相究明・謝罪・賠償の取り組みを経てついに植民地支配下での被害と加害の真相究明へと向かい、民主主義の核心である個人の尊厳の回復にダイナミックな展開を見せながら光復六〇周年、韓日協定締結四〇周年を迎えている。

一方、日本社会のこの一〇年余は、長引く不況下で展開された「改革」という名の



2月27日街頭署名活動(福岡・西新にて)

新自由主義経済政策が都市中間層の没落を激化し、彼らの自尊感情の劣化をナショナリズムへと収斂してきた。九〇年代半ばに登場した「新しい歴史教科書をつくる会」などの一部の右翼的な言説がいまや社会を覆い、「慰安婦」問題、戦後補償問題は日本社会では「自虐的、反日の」問題としてタブーであるかの「ごくマスコミの片隅に追

いやられている。植民地支配と侵略戦争の歴史認識 자체が侵食されていく危機の中で戦後六〇周年を私達は迎えている。

この二国間の落差を見据えながら、なお希望を失わず過去の事実と向き合い和解を実現していく取り組みが私達に課せられている。

韓国における植民地支配の清算（六ページからの福音論文を参照してください）

韓国において今年二月から植民地時代の強制連行等の被害者申告が始まり、原告たちは居住する自治体へ被害を届出している。同時に一九六五年に締結された日韓条約の外交文書五冊が公開され、韓国社会に大きな波紋が広がっている。

①すでに研究者の間では自明のことであつたが、当時の日本政府は軍事クーデターで成立した朴軍事政権の政権基盤強化のための経済建設につきこみ、「経済協力金」、「独立祝い金」という札束で植民地支配の清算を闇に葬り去り、強制労働被害者の賠償請求権を取り下げさせたことが改めて明らかになり、韓国社会の憤激を呼び起<sup>こ</sup>している。

②当時の朴正熙（パク・チヨンヒ）軍事政権は請求権を取り下げる、強制労働被

害者への補償を自國ですることを約束していたことが明らかになった。日本政府への戦後補償裁判の展望が見えない

被害者たちは自國政府による補償に期待をかけ、一方韓国政府は補償問題への取り組みを検討している。

日本政府が「二国間交渉で誠実に対処してきた」として戦後補償の要求を退けてきた日韓交渉が、その実、被害者達への個人補償はおろか、強制連行名簿や資料の提供、生死確認等の被害事実の認定すら拒み、法技術的にのみ請求権を外交的に葬り去ったことが改めて明らかになってきた。二国間政権の野合でとり残されたのは、韓国における被害者の真相究明と名誉回復と賠償、日本における植民地支配への歴史認識の確立と和解である。

日韓協定締結後四〇年目にして、韓国では取り残された課題の克服に取り組みを開始した。一方の当事者である日本政府にいまだ放置されている強制連行被害者の遺骨の発掘・送還、強制連行関係の名簿と資料の提供への協力を要請した。さらに三・一独立闘争記念日の式辞で盧武鉉（ノ・ムヒヨン）大統領は植民地支配の清算に言及しながら「日本が賠償することがあれば、賠償しなければならない」と日本側の努力を促した。

九〇年代に入り、アジアの民主化とともに噴出した戦後補償運動は、日韓協定に見られるように歴代日本政権が独裁政権であつた相手国政権と野合し、植民地支配と侵略戦争の被害者への真相究明と個人補償を闇に葬ってきたことに起因する。日本政府と日本人には、打ち捨てられてきた被害者達の痛みと無念を理解し、個人補償を通して戦後処理の不誠実さを克服し、和解を実現する課題として認識を迫られているのである。しかし小泉首相もマスコミも蘆武鉉大統領演説を「韓国の国内問題」として冷淡に切り捨て、歴史的課題として顧みることはない。

を迫つて行かねばならない。野党三党で衆議院に上程・廃案を繰り返している真相究明法案・恒久平和調査会法案の成立が急務だ。このチャンスを逃してならない。

第二に、個人補償について、一国間で法的に「決着」済みであっても、被害者個人の請求権まで消滅したわけではない。ましてや日韓協定締結当時、まだ存在が確認されてなかつた日本軍「慰安婦」問題や女子労働挺身隊問題は、二国間においても、まだ未決の課題である。

個人補償を強引にもみ消してきた歴史的汚点の克服を訴えながら、不二越訴訟や日本軍「慰安婦」問題解決法案への従来の取り組みゆるがせにしてはならない。

第三に歴史認識をめぐる攻防がいよいよ重大である。今年は中学校の教科書の採択年である。植民地支配と侵略戦争の加害の歴史を直視することを「自虐的・反日的」と攻撃し、他国を貶め自国を必要以上に誇る「新しい歴史教科書」は文部科学省の指導要領「わが国の歴史に対する愛情を深める」もつともかなつた教科書であるとして改

い歴史教科書」は教科書としての技術的稚拙さも払拭してきている。さらに「つくる会」と手を結ぶ「日本の前途と歴史教育を考える国会議員の会」が文部科学省に働きかけ、採択手続きや採択基準の改悪を図り、教科書採択権限を現場教師から完全に奪い、「つくる会」教科書の採択に有利な環境をつくろうとしている。四月から教科書採択をめぐる攻防に入る。各地に「つくる会教科書」の採択を許さない市民団体を立ち上げていかねばならない。

努力したいと思つています。支援してください  
さる皆様の変わらぬご支援をお願いいたし  
ます。

追記（さる）一月一五田名古屋地裁において、三菱女子勤労挺身隊訴訟の判決があり、日韓請求権協定を理由とし原告らの訴えは棄却された。不二越訴訟を支援する富山のメンバーが判決現場から様子を伝えてきた。話に、関釜裁判の原告であつた梁錦徳（ヤン・クンドク）さんらの泣き叫びながら抗議する声が聞こえてきた。梁さんにとって四度目の敗訴判決である。李金珠光州遺族会代表も参加させていた。お二人の悔しさはいかばかりであっただろうか。

蘆武鉉大統領は先の式辞で「日本の知性の上で、韓日間の感情的沈澱物を取り除き、傷を癒やすことに率先しなければなりません。それこそ先進国であることを自負する日本の中性にふさわしい姿でしょう。そうではなくては、過去のくびきを脱することができないのです。いかに経済力が強く、軍費を強化しても、隣人の信頼を得て、国際社会の指導的国家になることは難しいでしょう。」と訴え、アジア共同体の建設に日本との共同行動を呼びかけている。

戦後六〇周年が顧ねぐば勝国の呼いかにに応えうる希望を見出せる年になるよう、

第一次不二越強制連行・強制労働訴訟  
第五回口頭弁論（十二月一日）私的報告

相沢春子（富山）

【裁判】

原告一名が意見陳述をすることになつたが、おひとりが直前に体調を崩して、全〇（チヨン・〇）さんだけが来日され、意見陳述された。ひとりで来ることになつた動搖、証人席で孤立して陳述することの重圧と不安、緊張また緊張で血圧があがり、舌がもつれて最後まで読めなかつた。しかし、ご自身の体験されたこと、不二越が一円も給料を払つていないこと、三星電子の役員に円満解決を約束したにもかかわらず、原告との話し合いを拒否したままであることなどを陳述された。加えて、現在行われている「富山不二越勤労挺身隊問題の速やかな解決を求める大韓民国国会議員署名」の内容が読み上げられたが、舌が巻き上がり中断したため、裁判官が通訳にその部分を読むように指示、裁判官が通訳の代理人に対して、署名が渡される前に話し合いに応じてほしいと結んで意見陳述が終わった。

傍聴席の私は、全さんのそばにいて、ひ

ざに手を置いてあげるだけでも少しは安心されるのではないかと気持ちだけそのつもりでいたが念じてはかなく、七五歳のハルモニが日本に来て裁判をしなければならない不条理を感じた。

なぜかこの日はいつもに比べて警備が厳重で、また、これまで黙認されてきた意見陳述や弁護士の準備書面読み上げ後の拍手に関して、初めて「拍手をすると傍聴制限します」裁判官が注意したが、傍聴席をほぼ埋めた支援者はいつものとおりに拍手した。朗々と準備書面の要約を読み上げる島田弁護士にも手が勝手に動いた。

なお、準備書面は、国際法と歴史論だったが、後者の日本による韓国植民地化の過程を聞いていると、現在のアメリカによるイラク侵略の状況と重なり、そのさまじさや民衆の気持ちが想われた。また、富山県の徴兵者数二万五千八六〇人に対して、一九四五年八月現在の富山県に在住した朝鮮人二万五千人ということが述べられ、その数がイメージした。

【報告集会～公判直後】

公判直後、近くの公民館で小さな集まりがあつた。緊張の解けた全さんが、柔らかな声で「ありがとうございました」と言わ

れ、ほつと安心。「血圧が上がつて中断し、そこで不二越の弁護士を見たらよけいに血圧が上昇、持っていたピンで指先を刺し、血を出したら少し楽になったということだった。

その集まりで、全さんが話されたのは、

「現在自分は七五歳だが、六十年前に戻つて、十三歳の少女の私と大企業の不二越が闘つているように感じた。力の差は大きい。自分は長く生きて、後四年。日韓間には様々なことがあつたが、その過去の清算がないと、若い世代の人たちの交流が妨げられる。辛い話ではなくもつと楽しい話がしたいから、生きているうちに早く解決してほしい」と。また、昔の思い出として、「一九四五年七月に休暇をもらつて沙里院から家に戻つたら、ご飯を食べる錫の器がない。供出させられたのだという。私はこれが不二越に来て、ベアリングなどになつたのではないと思う」と、最後にはジョークも出ていた。島田弁護士の説明もあり、準備書面の意味がようやくここでわかつた。

できなくなる。韓国に行って法廷を開いてもいいくらいだ。事実を直視して、気を引き締めていこうと」呼びかけがあった。

### 【報告集会】

夜の集会では全さんに付きそつて来られた韓さんも話をされた。「兄の死の場に居合わせなかつたので、いまも兄がどこかで生きているように思う」とのお話もあった。

富山の報告集会では、いつも一部と二部の間がお買い物タイムとなつていて、韓国グッズや食品、関係資料を販売し、収益は裁判費用となる。また、最近では、不二越問題を様々な人たちに知つてもらいたいと、十一人分の陳述書をまとめて挺身隊の小冊子「忘れない！不二越女子挺身隊」を作つたり、それを朗読劇にして上演している。今回は、支援の会のメンバーが作つた「忘れない！私の投げた石礫」という詩の朗読、それを混声四部合唱したもののが発表などが行われた。裁判闘争を広げるために、支援者がいろいろな試みをしていることがわかり、力強い思いをした。

しかし、社会が右傾化し、原告の年齢を考えると時間がなくて厳しい状況だが、この流れを裁判に生かし、原告とあゆみをともにしたい。

### 株主総会（一四一八日）での應對の事 B (イ・B)さんの発言等

「・・・不二越の社長、あなたにぜひ尋ねたいです。今立つてある社長と、私が立つてある距離が何メートルになりますか。このように近い距離に立つて対話もできますが、何のために、幼い私たちを強制連行し強制労働させて、精神的・肉体的苦痛を与えた厳然たる事実を、韓日両国が野合している韓日協定という、紙くずより劣るその文書の後ろに隠れて、あらゆる蛮行を隠そうとばかりなさるのですか？もう、正々堂々と一対一で解決して下さい。

訴えたBさんに向かつて、社長は「なんだ、日本語が話せるんじやないか」とあざけるように言つた。社長は「退場するか着席するかどちらかにしろ」と怒鳴り散らす。「受け取るか、この場でないならいつ受け取るのかはつきり答えろ」と支援者も叫んだ。Bさんは「私は死んでもこのまま帰れない」とすごい迫力で社長に迫つた。

株主総会が終わつてから、私たちは会社の正門へ行つて、書類を手渡そうと思つた。「これを受け取つてもらえなかつたら、私はこの場で、死ぬつもりできた」「責任をもつて社長に渡してくれ」と言いました。

その後、守衛の責任者は、その書類を受け取つたというサインをして、持つて帰つてきたわけです。とりあえず自分の上司のところへ渡して、そこから社長に届け、受け取つてもらうことができました。

株主総会が終わつた後の記者会見で、「もしもこの署名を渡すことができずに、帰つたら、情けない」と言つていたのですが、結局、渡すことができたので、不二越さいだ。しばらくのやりとりの後、Bさんは、手に持つていた署名簿を社長の前に投げつけ席にもどつた。

（「受け取つてください」と思わず日本語で

## 韓国における戦後補償問題をめぐる動向

### 「強制動員真相究明と遺骨問題」

福留範昭

戦後六十周年である一〇〇五年は、韓国では「光復六十周年」と呼ばれる。また、本年は植民地支配の端緒となつた乙巳(ウルサ)条約締結後百周年、そして韓日国交正常化四〇周年として認識されている。

韓国では、今年に入つて強制動員被害をめぐり大きな動きがあつた。その主要なものは、一月一七日の日韓協定外交文書公開と二月一日から始まつた強制動員真相究明委員会の強制動員被害申告および真相調査申告の受け付けの開始である。

また、真相委員会は韓国内と日本において、被害の真相究明調査を開始した。委員会は日本における真相究明調査を、まず遺骨問題に絞つて開始することを決定した。このような韓国における戦後補償問題に関する動向を概観し、遺骨問題に関して論じてみたい。

### 真相究明委員会

昨年一月に成立した「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」に基づき、一月に設置された「日帝強占下強制動

員被害真相究明委員会」(以下、真相究明委員会)の活動が、今年に入つて本格化した。

真相究明委員会は、行政課、調査総括課、調査一課、調査二課に分かれ、八五名の調査官および事務官で構成されている。真相究明委員会の主な業務は、次のようなものである。

- ① 強制動員被害の真相調査を行う
- ② 強制動員被害に関連した国内外の資料を収集・分析する。
- ③ 犠牲者の遺骨を発掘・収集する。
- ④ 犀牲者と遺族を審査決定する
- ⑤ 資料館および慰靈空間を造成する。

①および④に関連して、本年一月一日より被害申告と真相究明申告の受け付けが、真相究明委員会および各市・道の実務委員会で始まつた。強制動員被害の申告数は、三月三日現在で、軍人・軍属「慰安婦」・徴用など総計四万八千五百余件になつていて。この申告は第一次の受け付けで、六月末まで実施される。

これらの申告に伴い、韓国のマスコミは、被害申告の実態や各地で軍属や被徴用者等の名簿の発見されるなどのニュースを日々報道している。

真相究明委員会では、全基保(チョン・ギホ)委員長ら六名が、一月一六日より二一日まで日本を訪問した。委員会訪日団の主要な日程は次のようなものである。

二月一七日..細田官房長官に面会し、真相調査への協力を求める。谷川厚生労働副大臣に面会し、日韓共同の遺骨実態調査委員会の設置を提案し、可能な範囲の協力を検討するとの約束を得る。

「恒久平和のための真相究明法成立を目指す議員連盟」の議員らとの懇談会に参加する。

二月一八日..日本の研究者、市民団体に対する説明会を開催する。

二月一九日..埼玉県所沢市の金乗院に安置されている朝鮮人犠牲者の遺骨に対する追悼会に参加し、実態調査を行う。

二月二〇日..札幌市本願寺別院で開かれた「強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム」に参加するとともに同院に安置されている朝鮮人犠牲者の遺骨の実態調査を行う。北海道市長、北海道議会議長を訪問し、遺骨に関する調査の協力を依頼する。室蘭市の光昭寺に安置されている遺骨の実態調査を行ふ。

真相究明委員会は、韓国内においても調査班を構成し、二月二二日全羅北道益山(イクサン)において強制動員被害の実地調査を行ふ。

開始した。

### 外交文書公開と補償問題

一月一七日、韓国政府は日韓協定に関する未公開の外交文書の一部を公開した。これは、「強制動員特別法」の制定を推進した市民団体が外交文書の公開を求める行政訴訟の判決に基づいてなされた処置である。

公開された外交文書の一部によって、当時の政権が強制動員被害の補償等の個人請求権を放棄し、韓国政府がこの問題を処理する、としたことが明らかになつた。この問題に関して、韓国では様々な議論が起っている。

現在真相究明委員会の事務局長の任にある崔鳳泰(チエ・ボンテ)弁護士は、「日本で出た最近の判決を分析しても、個人の請求権が消滅したかについて一貫していない」、そして「国家間協定を締結したからといって、個人の請求権自体が消滅すると見るのは難しい」と主張している。また、一部の研究者は、公開された外交文書は非公開文書の中で重要性がCクラスのものであり、これだけで韓国政府が完全に請求権を放棄したと断言できないとし、個人請求権をめぐる外交交渉の経緯をより知るために、非公開文書の全面公開の必要を主張している。こ

れに関連して、韓国政府は外交文書の追加公開を八月一五日までに行うことを見らかにしている。

被害者団体の多くは、旧政権の処置に怒りをあらわにし、現政権に対しても速やかな補償を求める運動を展開している。そして、二月二十四日、ほとんどの被害者団体が参加してソウルで集会を持ち、「日帝強制連行被害者団体全国連合」を結成した。同連合は、未公開の韓日協定に関する文書の六月末までの公開を政府に要求すること、被害補償は一人当たり一〇万ドル水準とし、補償を今年度内に実現させること、補償を実現するためには、韓日両政府に強力に要請することなどを議決した。

被害者団体の一部では、日本政府に対する賠償請求訴訟が困難になつたことから、徴用工に強制労働を強いた日本企業に対して裁判を提起すべく運動方針の転換を打ち出している。その例として、「太平洋戦争被害者補償推進協議会」では、徴用被害者五名を原告にし、新日本製鉄を相手にした損害賠償を求める訴訟を、二月二八日ソウル地方裁判所に起こした。



「被害者団体全国連合」発足式（2月24日ソウル）

がその可能性を否定していることもあり、与党開かれたウリ党では、締結にあたって除外されている「軍慰安婦」等に対する追加協商が提唱されている。  
このような状況の中、蘆武鉉(ノムヒヨン)政権は、補償問題に積極的に取り組むことを表明している。

## 韓国政府の補償問題に対する対応

一九六五年の日韓協定締結後、当時の韓国政府は六六年に「請求権資金の運用および管理に関する法律」、七一年に「対日民間請求権申告に関する法律」を制定し、強制動員され終戦以前に死亡した者の遺族に申告するよう求めた。そして、被害者たちが団体を結成して反対運動を展開する中、政府は七四年「対日民間請求権保障法案」を強硬に制定した。

これらの法律に基づいて、七五年七月一日から一年間にわたり、死亡者の遺族八五五二人に対し、一人当たり三〇万ウォン（約一九万円）二八億六一〇〇ウォンを支払った。しかし、この補償は、大きな問題を抱えており、極めて不充分なものであった。

強制動員され死亡した者の遺族の中には、日本政府からの資料提供が充分でなく、死亡の事実が確認できなかつた者や、広報が充分でなかつたため申告できなかつた者が多數いた。また、強制動員の苛酷な労働や戦争に動員され負傷したり病気になつたりした者、サハリン残留者や元軍慰安婦などは補償から除外された。そして、補償支給総額は、個人財産の請求権に関わる補償を含めても、日本政府が供与した無償三億ドルの六%にも満たなかつた。

## 外交文書公開の公開にともない、韓国政

府は、強制動員被害者に対する補償の実施を明らかにした。当初、政府関係者の談話を基に、補償総額は五兆ウォンから五〇兆ウォンになることが伝えられたが、現在は二兆～三兆ウォン（一千億～三千億円）の線で協議されている。

現在政府が計画している「補償」の方法案は次のように推定される。

- ① 強制動員被害者に対する補償を行うための法律を新たに制定するか、既に国会に発議されている「太平洋戦争犠牲者に対する生活安定支援法案」を、国会で審議し、その名称や内容を修正して制定する。

- ② 真相究明委員会で開始された強制動員被害申告に基づき、被害者を認定し、この中から補償対象者を選定する。

- ③ 選定された者に対し、被害補償を実施する。

- ④ その「補償」は、場合によつては、「生活安定支援」の名目でなされる可能性がある。

真相究明委員会への被害申告は、五〇万件に及ぶと推測されている。被害事実を実証する証拠資料を提示できない被害者等は認定されないにしても、相当数の被害者が認

## 定され、「補償」の対象として選定される可

能性がある。したがつて、政府・与党が協議している二兆～二兆ウォン程度の予算では、補償金額を押さえたとしても、大幅に不足することは明白である。

このような背景から、与党の閣がれたウリ党では、国民と企業による「民間基金」の構想が持ち上がつてゐる。また、被害者団体の一部では、日韓協定に基づき日本が供与した経済協力資金によって動員被害者に代わり大きな支援を得たポスコ（旧浦項製鉄）が、今度は被害者に対して積極的な支援をすべきだという主張がなされている。

## 遺骨問題に対する取り組み

真相究明委員会は、日本における強制動員被害の真相調査において、遺骨問題を優先させることを表明している。これは、今回の委員会訪日団の実態調査が、遺骨問題に集中していることからも裏付けられる。

日本において、民間の市民団体や在日朝鮮人の組織によって、強制動員被害者の遺骨の調査、発掘そして供養が各地で行われてきた。その一部は、遺族や国立墓苑「望郷の丘」、民間の納骨堂に送還されている。しかし、苛酷な強制労働とともになう事故や疾病あるいは虐殺によつて亡くなつた朝鮮人

の遺骨が、日本の津々浦々の大地に人知れず眠っている。太平洋戦争の戦地には、軍人・軍属として赴き死亡した朝鮮人の遺骨が放置されており、広島で被爆した朝鮮人の遺骨は、平和公園の共同塚に埋葬されている。

蘆武鉉大統領は、昨年十二月に開催された日韓首脳会談において、小泉首相に「徴用被害者の遺骨の収集に協力してほしい」と要請した。真相究明委員会が、日本政府に遺骨の収集事業の協力を求めたのは、このような背景に基づいている。

調査委員会では、主要な事業として日本を初めとする外国での遺骨の収集と送還の事業を企図している。しかし、人的・経済的制約があり、遺骨返還事業は困難が予想される。遺骨に関する事業を遂行するためには、日本政府と地方自治体そして民間の市民団体の協力が必要である。

強制動員被害者の遺骨調査のために重要な資料として、当時地方自治体が発行した「埋火葬許可書」がある。これは、被害者の死亡年月日や死亡地とともに、生年月日や本籍地と日本における居住地等が記入されており、貴重な資料である。一部自治体では、プライバシー保護の点から、これを公開していない。日本政府の指導により、

各地方自治体が過去の許可証から、朝鮮人死亡者を検索するといった協力が期待される。

その他、日本政府が所蔵している被徴用者の名簿等の資料を公開することや、厚生労働省が保管もしくは埋葬している強制動員被害者の遺骨の情報提供と送還に対する協力が、政府に求められる。

一方、民間レベルでは韓国の真相究明委員会の発足に呼応して、いくつかの活動が始まられている。朝鮮人強制連行真相調査団では、各県単位で寺院に安置されている犠牲者の遺骨や位牌に対する調査活動が始まられようとしている。また、強制連行・労働の調査に関わっている諸市民団体は、札幌を中心に「遺骨問題ネットワーク」を発足させ、全国の遺骨情報を集約しようとして試みている。

このような市民団体と政府を中心にして、国民全体の協力が望まれるが、事態はそう容易ではない。それは、三一運動記念式典で蘆大統領が記念辞において表明した拉致問題と強制動員問題に関する発言に対する反応に象徴されている。

三月一日に記念式において、蘆大統領は拉致問題に対応させて強制動員問題に関して、次のように語った。

「私は拉致問題による日本国民の怒りを充分に理解します。同様に、日本も易地思之（相手の立場でものを考えること）すべきです。強制徴用から日本軍慰安婦問題に至るまで日帝三六年の間、数千、数万倍の苦痛を被つた我が国民の怒りを理解すべきでしょう。（筆者訳）

これに対して、朝日新聞は社説で次のように対応した。

「大統領は日本人拉致問題に同情を示しつつ『日本もまた日帝から数千、数万倍の苦痛を受けたわが国民の怒りを理解しなければならない』とも語った。拉致問題に大きな関心を寄せながら、過去の植民地時代に行つたことを忘れたかのような日本にクギを刺したかったのだろう。それは理解できる。

だが、植民地支配という歴史と北朝鮮による拉致は同じ次元の問題ではない。北朝鮮の対日非難に通ずるかのようないいは、日韓関係にとつて逆効果だ。小泉首相は北朝鮮との過去の清算をめざして二度の訪朝をしたが、交渉の進展を妨げているのはむしろ北朝鮮である。大統領はそこを冷静に見てほしい」。

この反応が日本における一般的なものだと考える。しかし、ある日突然家族を無く

し、異郷の地で亡くなり、その消息さえ知りえなかつた犠牲者の遺族の思いに変わりはないのだ。「植民地支配の歴史」と言つが、韓国・朝鮮の犠牲者家族にとって、悲しみや怒りは現在のものなのだ。このことに対する理解なくしては、日本による過去問題の清算は実現不可能だと考える。

### 人間性の尊厳を基本にした運動を

遺骨は、人間の死の象徴であるとともに生の象徴でもある。遺骨は死を具現しているとともに、死者の生を喚起させ生を具現するという両義的な性格を有している。それが故に、遺骨を対象とする問題は、情緒的性格を強く帯び、主体と対象である遺骨との関係性により、その関わりが大きく規定される。

したがつて、遺骨に関与する主体が何人であるかによって、その関与の性格も強く規定される。それが韓国・朝鮮人である場合、強制動員の被害者側としての立場から遺体に向かうのが一般である。そして、更に遺族、被害者団体、支援団体、国家等の主体によって、その関係性は性格を異なる。日本人である場合、朝鮮人遺骨は関与の対象にならないか、関与する場合には加害者側としての立場から

なされるのが一般的である。

また、遺骨は生と死とともに具現するものであるが故に、関与は主体の死生観、世界観など文化的背景によつて規定され、家族、親族、社会組織などの社会構造を反映するものとなる。したがつて、関与の主体がどの国家、民族、集団に所属しているか、どの地域に居住しているかによつて、関与の性格は大きく規定されることになる。

遺骨に関する関与は極めて複雑な様相を示し、政治的性格を強く帯びてくる。強制動員犠牲者の遺骨は、植民地支配という政治的背景によつてその犠牲がもたらされたものであるが故に、その関与において政治性は一層強化され、しばしば遺骨は政治的に利用される。

遺骨の政治的利用は、イラク戦争において戦死軍人の遺骨に対する米国政府の扱いを見れば明白である。戦争初期には、米兵の遺骨送還は、国民の戦意を高めるために、華やかな追悼の儀礼をともなつて行われ、それがマスコミに公開され報道された。しかし、イラク統治期にテロによつて死亡した多くの兵士の遺骨送還は、国民の政府批判を助長する恐れから、公開されずに密やかに行われている。拉致被害者の遺骨をめ

ぐつて北朝鮮に対する批判のための批判をする運動は、まさに政治的目的を遂行するためになされていると見なければならない。

したがつて、遺骨問題に関わる人々は、極力政治性を排除する努力を行う必要がある。遺骨に対する関与は、被害者への人間性の尊厳の念に基づくものであるべきである。

これは、遺骨問題に留まらず、様々な戦後補償問題に関わる人々が、配慮すべき重要な点でもあると考へる。我々は、日本人であれ朝鮮人であれ、強制動員被害者に向かう時、人間性に対する尊厳の念が根底にあるべきである。それを前提に、韓国の大きな動きに呼応して、日本でも政治的に運動を展開すべきだと思う。

遺骨問題に関する政治性の問題を具体的に示す例として、壹岐の朝鮮人帰国船遭難事故犠牲者の遺骨をめぐる問題がある。この遺骨に関連して、筆者を含む「関釜裁判を支援する会」の数名の会員が、調査や返還のための活動に関わっている。その経緯について報告する予定であったが、紙幅の関係から次の機会に回したい。

## 「消せない記憶」

### 十二・四全国同時証言集会

緒方貴穂

昨年十二月四日、全国十ヶ所で日本軍「慰安婦」被害女性の証言集会が開かれました（二ヶ所はビデオ上映会）。

一人でも多くの学生に日本軍「慰安婦」被害女性と出逢つてほしい、出逢いからずべてが始まるから。そのような思いで、私たちちは福岡での証言集会を準備しました。

お招きしたのは、韓国の姜日出（カン・イルチュル）さんと支援者の姜濟淑（カン・ジエスク）さん。集会当日はあいにくの雨でしたが、会場となつた西南学院大学の講義室はほぼ満席（約二百人）で、学生も多数参加してくれました。

姜日出さんは、時折肩を振るわせながら必死に話をされました。連行先の中国の慰安所で腸チフスが流行つた時、罹患した女性たちのほとんどが日本兵に焼き殺されたとのこと。奇跡的に生き延びたのは、彼女を含め一人だけ。話が「解放後」のこと及びぶと、声を詰まらせておられました。「ずっと泣いて過ごしていました。結局私一人

になつて…」その後、異国之地でどれほど

苦労されたのか。ハルモニの涙から、想像するよりほかありません。「私はこの場で

殺されてもかまいません。しかし、戦争で若者たちが死んでいくことには耐えられま

せん」。日本の右傾化を憂い、戦争だけは起こればではなくならないというハルモニのメッセージには、殺されていつた仲間への思いやこれからを生きる若者への願いが込められているようでした。

姜濟淑さんは、始めにスライドを用いて、ハルモニたちの絵を丁寧に紹介されました。そして、事実を知り、行動することの大切さを強調されました。

「韓国に来て下さい。何も知らなければ偏見が生まれます。友達をつくって下さい。友達をつければ、戦争なんかできません」。

八〇年代の韓国民主化闘争を闘つてこられた済淑さんの言葉は、日本の学生や市民に対するエールのように感じられました。「岩のような独裁政権に対して、卵を投げるような闘いでした。つらい時もありました。それでもあきらめずに長い時間をかけて、平和の種を蒔きました。そして遂に、民主化を成功させました。自分たちの力を信じて、平和の種を蒔いて下さい。自分の

ために、そして子どもたちのために…」。

集会後、多くの学生が熱心な感想を寄せてくれました。「ナヌムの家を訪問したい」「絵画展を開きたい」等々。日出さんと済

淑さんは、確実に平和の種を蒔かれました。次は、私たち一人一人が平和の種を蒔いていく番です。自分たちの力を信じて。



12・4集会を終えて（西南学院大学にて）

## 慟哭の航路（前編）

日本軍「慰安婦」を運んだ陸軍徴傭船

平尾 弘子

価なものであつたという。

三池丸は、総トン数一一、七三八トンの鋼製貨客船で、当時の最高レベルの客室設備や装備を配した豪華客船であった。

片隅に掲載された小さな記事を見て、同時期、二人の高齢の男性から日本軍「慰安婦」について話しておきたいことがあると事務局に連絡があった訳だ。

### 1. 陸軍徴傭船となつた貨客船三池丸

太平洋戦争開戦前夜、北米航路就航用に竣工した大型貨客船三池丸は、優美で瀟洒なその船影を紺碧の波間に映す間もなく、軍港宇品に回航した。

広島市の宇品は、陸軍の海運基地であり、戦時下、船舶輸送司令部が置かれた港である。陸軍の大型徴傭船の運行指示は、この宇品から出されていた。

一旦、緩急あれば、船も人も即座に軍に徴用される時代であった。一九四一年十月十五日、三池丸はこの地で陸軍徴傭船となり、軍隊輸送のための設備や高射砲、機関砲などの兵装が整えられ、船体も灰色に塗り変えられた。同時に船長以下、乗組員に船舶輸送司令部付の陸軍軍属となる服務命令が下された。三菱重工長崎造船所で建造された船体を受け取りに長崎に派遣され、自身が兵隊に応召になる一九四三年四月まで三池丸と運命を共にした乗組員のSさんは、この船の装備の豪華な趣を懷しむように語つていった。一等船室に置かれたベッドサイドのナイトテーブルですら、現在の値段で数十万は下らない高

れた大型優秀船建造助成法を受けて、日本郵船が建造を計画した商船で、同じく濠州航路用としては、阿波丸の建造が予定された。このような国家による高速の大型船への建造助成は、戦時徴傭を視野に据えた施策であつた。三池丸も建造計画の段階から既に陸軍の軍隊輸送船への配当が予定されていた。

人も船も戦時下にあっては、優美さという静穏な時のなかでの落ち着きをまず最初に剥ぎ取られていく。

人の軌跡と船の航跡を重ね合わせてみても

埠もないことではあろうが、瀟洒な貨客船三池丸が竣工後、時を経ずして灰色に塗り変えられ、陸軍御用船として徴傭された経緯は、

この船に乗船し、南方の戦地に運びこまれていくことになつた幾多の人びとの悲憤に満ちた行程を予兆せしめるものであつた。

### 2. 三池丸乗組員の証言

三池丸の乗組員であつたSさんからも、二〇〇三年十一月に慰安婦問題の立法解決を求める集会の新聞記事を読んで連絡を頂いた。主催者ですら見逃してしまつよう地方紙の

元日本軍兵士の証言は、「封印された過去（元日本軍兵士が語った日本人慰安婦）『部落解放』（二〇〇四年九月号に掲載）

戦後六十年を経ても、個人の記憶のなかに深く沈潜し、たぐり寄せられることのないまま埋没していく戦争の光景が、無数に遺されていることを今さらながら思い知らされる。このような記憶の光景は、正史やいわゆる戦記物のたぐいには、けつして拾い上げられることがない。

六十年という歳月を経て、関係者のほとんどが死に絶え、生き残つた者は自分ひとりになつた今だからこそ、この方々も重い口を開く気になつたのだろう。

葬り去られようとしている記憶の光景をなんとかわずかでもたぐり寄せることはできなかいのだろうか。焦りにも似た思いに捉われる。このような記憶の振り戻しこそ、戦争の実相を最も色濃く照射するものであると、私は確信している。

の間、Sさんは交通事故に遭い、長期にわたって入院生活を余儀なくされていた。

しかし、自分が戦争中、見届けた光景がずっと気懸かりで、誰かにこのことは話しておかなければならぬ…その思いは、朽ちるところではなかつた。

一九一九年生まれ、齢八五歳に達する老人は、良い意味での古き船乗りの氣質を表現した人物に見えた。すなわち同世代の男性と比較すると、稀有とも見える幅広い認容力は、学問や知識に負つたものではなく、若い頃から世界各地に出て自らの眼で観、次第に体得されたものだつた。生来的好奇心と人懐こさに加え、青年期に日増しに抑圧の度合いが深まっていく日本を離れて、清新な外界の空気を吸つたというのが何よりそのような気質を育む要因となつたであろう。

### 3. 太平洋戦争開戦時の三池丸の航跡

Sさんは、聞き取りに際し、黒い背表紙の船員手帳を携えていた。一九三九年七月、大阪通信局海事部神戸出張所で交付された古い手帳を紐解くと、この人の船員としての履歴を克明に辿ることができる。私は許可を得て、その手帳を見せてもらつた。

Sさんは、まず大阪商船所有の高雄丸に火夫見習として乗り込み、以下、応召になる日まで日本郵船所有の甲谷陀丸、讚岐丸、三池

#### 丸と乗船記録は続く。

甲谷陀丸では給仕見習、讚岐丸からは給仕として船内の職務についている。この讚岐丸は、世界一周して日本に戻ってきたところ舞鶴で海軍に没収され、船長と機関長、そして戦前の高等商船学校出の予備士官六名以外は、

下船することとなつた。海軍の場合は、このように船のみの微用、いわゆる「裸傭船」と呼ばれるもののが多かつた。

この船も一九四五年一月二十八日、門司から高雄向け航行中、朝鮮南西岸小黒山島西方二百キロ付近において米潜の攻撃を受け、沈没した。

讚岐丸を下船したSさんは、社命によりすぐ長崎に派遣されている。一九四一年九月三十日、三池丸竣工と共に乗船し、結果一年半にわたる歳月を船舶輸送司令部付の陸軍軍属として過ごした。

三池丸の最初の航海は、一九四一年十二月八日、太平洋戦争開戦時、マレー攻略作戦の一環として強行されたナコン作戦における兵員輸送であつた。伝えられる開戦の勝利の報とは異なり、Sさんが見届けた現実は、無残なものだつた。

上陸作戦が強行された十二月八日未明の天候は、船乗りの人間ですら今まで見たことがないような大きな波がうねる大しきであつた。

その後、この船舶は、南方の外征部隊へ内地から兵員や物質の補給を行なう南方交通船として航行している。

(後編は次号に掲載。尚、全文をホームページに掲載しています)

のだが、装備が重く持ちこたえられず、体格の秀でた兵士たちが次々と暗く大きい波の中に呑み込まれてしまつたという。銃や装備を捨てればよいのだが、それらを捨ててしまえば、皇軍兵士は今度は、軍法会議にかけられることになる。

暗い波間に呑まれていく兵士の群像は、打ち寄せる波のうねりのように意識の边缘を去来する。不条理、理不尽、荒妄…いかなる言葉をもつても表象し切れない。戦争とは、おそらくこのような無意味な死の連続に過ぎないのだろう。それ以上のものではあり得ない。だからこそ、ひとは戦争、そしてその死者に對して執拗に意味付けを欲するのであるうか。さらにマレー半島ナコンに上陸した後も道を間違い、タイ軍の兵舎の前に出たところで一斉に機銃掃射を受け、多数の犠牲者を生んだ。年が明け、一九四二年になると三池丸は、

東方支隊（第三十八師団の歩兵団司令部、歩兵第二百二十八聯隊基幹）を乗せ、蘭印攻略作戦のなかのアンボン敵前上陸（一九四二年一月三十一日）、チモール島クーパン上陸作戦（一九四二年二月二十日）に参加している。

その後、この船舶は、南方の外征部隊へ内地から兵員や物質の補給を行なう南方交通船として航行している。

(後編は次号に掲載。尚、全文をホームページに掲載しています)

第七回日本軍「慰安婦」問題  
アジ連帶会議に参加して

(早よつくるう! 「慰安婦」問題解決法・ネット  
ふくおか)

野口千恵子

日本軍「慰安婦」問題アジア連帶会議は、一九九二年夏ソウルで開かれ、第二回は翌一九九三年日本で行われました。(この度は二度目の日本開催でした。さる一月十一日～十四日、人の被害女性を含む韓国、フィリピン、中国大陸、台湾、日本から約百五十人が参加して行われました。特にフィリピンからは関係三団体が顔を合わせることができました(オランダと北朝鮮はレポート参加)。会場は韓国Y M C A アジア青少年センターでした。(二)は、一九一九年三・一独立宣言に先立つ二・八宣言を留学生たちの手で発表したゆかりの地だという」とです。今年は日本にとって戦後六〇年、節目の年であり、新たな反省と再出発をしなくてはならない年です。今年は既に五人の「慰安婦」被害女性が亡くなりました。病床にある被害女性も多くおられます。私は、自らの人間としての尊厳の回復と正義の実現を見ないまま「くなられた被害女性たちの無念さを思い、今年は何としても「慰安婦」問題の解決をと願い、そのため之力を尽

くしたいと参加しました。

「一度来日された台湾の被害女性アマ(現地語でおばあさんの意)たちとフィリピンの被害女性ロラ(現地語でおばあさんの意)たちは、期間中三回にわたりて証言に立たれました。証言の度に涙があふれ、言葉が詰まり、その傷は癒えるどころかますます深くなつていって、「私も」と思いました。そして言われました。「私たちにお金はいらない。日本政府に謝つてほしい」と。

謝罪・補償の実現を求めてきた被害女性たちの声を無視して強行された「女性のためのアジア平和国民基金」は、その施策の過ちを認めないまま一〇〇六年度で解散することを表明しました。私たちはこの連帶会議において改めて、「国民基金」は何一つ、この「問題」の解決にはならず失敗であったことを確認しました。

日本国民の「道義的責任」として、また「善意」にもかかわらず、被害女性に対する単なる「見舞金」にしか過ぎなかつた「国民基金」は、お金を受け取つた被害者も受け取りを拒否した被害者をも侮辱し、一層深い傷を負わせてしまつたことを確信しました。被害女性たちは少々騙されて、慰安所に連れていかれました。

ようやく生きて故国に帰つてきて五十年経つて、また、貧しさ故に「国民基金」のお金を受け取らざるを得なかつた被害者たちがおられました。貧しさ故に、一度も騙されるという屈辱を味わつた被害女性たち。その心情を思うとき、「国民基金」は眞の解決策ではなかつたことは明らかです。

また「国民基金」の支給目標達成のために、あらゆる非人道的行為がまかり通り、その過程で多くの人々が傷つかれました。この連帶会議参加を機会に来日された沈達蓮(シム・タリヨン)さんは、「償い金」が不正に払い込まれているようを感じて、基金事務所に出向き、直接回答を求められたところ、「本人が受領していないにもかかわらず、「償い金」が支給されている」とが発覚しました。一体、いつ、誰に「償い金」を払い込み、誰に「總理のお詫びの手紙」を送付したのでしょうか。

司法も「国民基金」も被害女性たちの願いを叶えるどころか、弱い立場を利用して虐待したとか言いようがありません。彼女たちの眞の願い、「公式謝罪と補償」を実現するために残された道は、日本軍「慰安婦」問題解決促進法を実現する「とにかく力を尽くすしかありません。」「立法ネットふくおか」を代表して参加した私は、一日目に十分の発言の機会を与えられまし

た。「立法ネットふくおか」として、立ち上げ後の活動と今後の取り組みを報告した中で、地元国會議員に対する要請行動と街頭署名を高く評価されました。街頭署名は計画どおり、まず

一回目として去る1月27日に西新で実施しま

したが、議員要請行動は今後民主党の若手国会議員や与党の国会議員にも広げる必要があると思います。

戦後六十年緊急行動として、①「解決促進法」

実現のほかに、次のことが決定されました。②

国際署名運動の展開、③8月に世界同時デモお

よび要請行動の実施、④教科書採択にあたり日

本軍「慰安婦」を否定する教科書採択の阻止、

⑤残された裁判の支援。またこのほかに特記す

べきこととしては、韓国、台湾、日本から「慰安婦」記念館・博物館建設計画が報告され、それによって記憶の保存と次世代への教育を進めて行こうとしていることです。

相次ぐ被害者の訃報に焦りを感じながらも参加者の熱い議論に接し、実り多い会議ばかりでなく院内集会にも、定例の第三水曜日サイレン・デモにも参加できたことを心から嬉しく思っています。



(1月4日病院にて矢嶋さん写す)

### 朴頭理（パク・トウリ）さんのいま

坂本知壽子（ソウル）

（延世大学大学院社会学科博士課程 在学中。九六年の語学留学中に初めてナムの家を訪れる。九八年五月から十一月までナムの家で住み込みボランティア。）

が初めてお見舞いにうかがったときは、正直なところもうダメだと思い、病室の外で声を殺してひとしきり泣いてから帰つたものでした。

考えて見れば内臓を患つて入院されておられるわけではないので、体力が落ちないようにならぬとお食事を取られ、お薬を飲まなければ、回復されるはずです。

朴頭理おばあさんは、もともと食が細い方なので、そんなにたくさんは召し上がりません。さすがに歩かないのでは足の筋肉はすっかり落ちて、棒のような足になってしまっていますが、上半身はしっかりとした体格ですので、大きな心配はないのではないかと、素人ながらに思いました。

お食事は、おかゆではなくご飯で、おかずも肉じゃがをおいしく召し上がつておられました。胃腸は問題ないので本来ならご自分でお食事もとることができると思うのですが、黄さんや私が一人でお食事のお手伝いをしていました。

すると彼女の食べたいものをなかなか私たちがくれないので、結局自分でスプーンを持って食べようとするような時もあり、朴おばあさんらしいなあと想い、私たちは笑つてしましました。

食事に関しては、ご飯（お米）をあまり

火傷の部分からいまだに膿が出ていると二月二十日の日曜日に、昔、ナムの家の職員だった黄貞蘭さんと一緒に来ました。彼女の入院もう一年になろうとしていると思います。

いうことで抗生素質を投入されておられますが、点滴はしておられません。去年の五月に私が初めてお見舞いに行つたときは鼻や腕に点滴チューブをされ、ずっと眠つておられたので、それを考へると現在は本

当によく回復されたと思います。（去年、私

召し上がるが、パンが好きということで、看病人のおばさんがいつもパンを買ってくださるそうです。食事の量も心配するほどではなく、朴頭理おばさんなりにしつかりと召し上がっておられると思いました。

入れ歯を外しているので、モグモグとしていますが、食欲もあり、食事の面でも一安心でした。その姿を撮ろうとカメラの用意をしている間に、おばさんがペロリと食べてしまつて、写真を撮ることはできませんでした。

そのあと、車椅子で病院内（室内）を散歩しました。外は寒いので室内だけでしたが、おばあさんが靴を買いたいと言つて、外に出してくれと、私たちの体を力いっぱい押してきました。もし退院することになれば靴がないとおっしゃり、本人はいつか歩いてナスムの家に帰ることを望んでいます。

おばあさんのお金は娘さんが管理しておられるのですが、娘さんがなかなかお見舞いにいらっしゃらず、非常にどかしいです。自分は1ウォンもお金がないので、私たちにご飯をおごってあげられなくて申し訳ないとおっしゃつたり、いつでも外に出られるように運動靴を買ってほしいとおっしゃつて、雪あとの残る寒い外にパジ

ヤマ一枚で出かけようと、私たちにせがむ姿は本当につらかつたです。

看護人のおばさんは、いくら老人でも甘やかしてはいけないとおっしゃるので、私たちとしては私たちがおばあさんを想つてすることを実感していただきたかったのです。市内まで運動靴を買いに行つてきました。

実際、歩ける状態じやないので、看護人

さんから、「まだ歩けないから靴は必要なのに。そういうことをすると他の人にもせがむ癖がつく」と言われましたが、おばあさんが靴を抱きしめて興奮しながら喜ばれたので、ベッドの上で履かせてあげました。三千ウォン（三百円）の靴をあんなに大切そうに喜んでおられる姿を見ると、今、おばあさんに必要なのはみんなから愛されていると実感していただくことではないかと想わずにいられませんでした。黄さんと

私もそれが重要だと思い、予定よりも長くいたり、往復タクシーは靴より高くつきました。ナスムの家におられるときは、遠慮をあしたが買ってきたりしたわけです。

「どう」と何度もおっしゃつて、その姿が悲しかつたです。  
私も論文で忙しかつたのと、おばあさんが遠い病院に移られたので数ヶ月ぶりに行つたのですが、「そろそろ来る頃だと思つて」いるのに来てくれないから淋しかつた。ずっと待つっていた」とおっしゃり、今後はもう少し頻繁に足を運ぶようにスケジュールを調整しようと思います。

実際のところ、やはり寝たきりですから、筋肉は落ちていくし、運動もしないで食欲が旺盛になるわけもありません。耳も聞こえないという状態で、どれほど心細いかと思い、彼女の精神力には本当に尊敬します。彼女の記憶力は鮮明ですし、痴呆はまったくありません。病状については、もう心配はないと思います。問題は精神的な支えが必要なよう思います。

いろいろな人が彼女を思つていて、ということを自覚していただくのが、今、必要だと思います。支援をされておられる方々が、日本からお見舞いにいらっしゃる機会がありましたら、私も喜んでご案内しますので、おばあさんと面識があまりないという方も大丈夫です。そのときは「一報下さい。（この朴頭理さんの病状報告は、坂本さんから頂いたメールを事務局の責任で再構成しています）

# 会計報告

2004年3月～2005年2月（単位：円）

収入		支出	
前期繰越	231,975	原告医療費	374,400
会費・カンパ 156件	926,070	不二越訴訟関係費 (北陸連絡会と分担)	405,960
医療費カンパ (広島連絡会より)	40,000	原告団交通費・宿泊費 弁護団費用	
その他 パンフレット代他	21,300	広報費 ニュース印刷費・郵送費 紙代・インク代他	171,926
		事務費 郵送費 コピーディ・ハガキ代他	30,388
合計	1,219,345	合計	982,674

次期繰越	236,671
------	---------

担当：緒方 貴穂

今年は「戦後 60 年」という節目の年ですが、第二次不二越訴訟も山場を迎えます。名古屋地裁の不当判決を跳ね返す裁判闘争を実現して行くためにも財政的な裏づけが必要です。上記の会計報告にもありますように、「関釜裁判を支援する会」の財政事情は極めて厳しいです。誠に心苦しいのですが、新年度の会費・カンパの納入をよろしくお願ひ致します。今回は、すべての方に振り込み用紙をお送りしています。既に新年度会費を納めて頂いた方には、大変失礼と存じます。何卒ご容赦下さい。

（福岡でのNHK問題の取り組み）  
一月十二日の朝日新聞のスクープ記事、十三日の長井暁さんの記者会見を聞き、彼らの勇気を無駄にしたくないと思い、十三日の夜中から呼びかけを始め十七日にNHK福岡放送局へ、百八十三名の賛同を得て、三十名で番組改変の真相究明の申し入れ行動をしました。

問題のこの時期、二〇〇一年三月に扶桑社版中学校歴史・公民教科書（実質執筆者は「新しい歴史教科書をつくる会」）が文部科学省の検定に合格し、内外に憤慨の声が湧きあがっていました。そして今年また中学校教科書採択の年ですが、「慰安婦」記述は全教科書から消されてしまっています。被害者の思いのなかで唯一まがりなりにも実現したのが九八年度版歴史教科書への「慰安婦」記述でした。それが無残にも消されてしまった事への怒りと安倍・中川両国議員が「慰安婦」記述削除に深く関与してきた事への怒りが私を突き動かしました。

その後街頭行動や、竹内一晴さんを招いての緊急討論学習会や、女性国際戦犯法廷のビデオを見る会をもち、改ざんによってNHK幹部は何を消そうとしたのかを確認いたしました。  
二月十六日に速達で申し入れに対する「回答」なるものが文責者も明示せず、NHK福岡放送局・広報事業部長より送られました。  
その内容は「朝日新聞は、一月十二日付けの記事で『安倍晋三』、中川昭一の両氏が、番組の放送前日の平成十三年一月二十九日にNHK幹部を呼びつけて政治的な圧力をかけ、それを受けNHKが番組の内容を変更した」と報道しましたが、そのような事実はありません」という誠実さのまるでない作文でした。さらに、「福岡では応えられません。東京に申し入れてください。」と福岡での話し合いを拒否しています。

今後、運動を可視化させるために、シール・ワッペンなどを全国で作成し、福岡でのNHK責任者による公開説明会を求めて受信料支払い停止運動をします。

以下のデザインのビニールシール一枚と紙シート一枚（大一枚、小四枚）がセットで二百円です。  
十組セットで千六百円です。

自宅や自転車やバッグにも貼って下さい。

花房恵美子



是非購入してください！

## 〈傍聴をお願いします！〉

第2次不二越訴訟 第6回口頭弁論

日時：4月13日（水）午後1時半から

場所：富山地方裁判所

朴SO（パク・ソ）さんの意見陳述があります

朴SOさんを囲んで富山、福山、福岡  
で交流会を持ちます。参加を！

★明太（メンタイ）がつぶやく★  
異様な視聴率を記録した、2月  
9日のワールドカップアジア予選の日朝戦。  
日朝関係が最悪の中で行われたにも  
かかわらずいい試合だった、と皆が思えた  
のは、在日アリーダー、安英学と李漢宰の  
存在があつたからではないだろうか。国境  
を超えたスポーツマンシップと、過熱気味  
の日本マスコミにもさやかに応対する  
二人へ等の中に見ました（編集長）

## ★お詫びとお知らせ（ホームページアドレスの移転）★

「閔釜裁判を支援する会」のホームページが、事務局の不手際により、一時閲覧できなくなつておりました。多くの方々に御迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。ホー  
ームページは下記アドレスに移転しておりますので、リンク等を貼られている方は、大変お手数ですが、変更のほどよろしくお願ひ申し上げます。<http://homepage2.nifty.com/kanpu/>

## 〈活動日誌（2004年11月～2005年3月）〉

11月7日 ニュース発送作業、定例会（138回）

11月8日 Sさん聞き取り（平尾、緒方、花房）

11月15日 12・4集会の実行委員会

11月20日 前田朗さん国連人権委員会報告  
教科書問題西日本交流会（大阪）

11月29日 中山文部科学相発言に抗議、記者会見

12月1日 不二越第5回口頭弁論

12月2日 西南学院大学で「生かす会」のパネル展示

12月4日 12・4全国同時証言集会（西南学院大学）

12月26日 定例会（140回）、忘年会

12月27日 12・4集会反省会

1月17日 NHK福岡放送局へ申し入れ

1月23日 NHK問題 街頭チラシまき

1月25日 立法ネット会議

不二越原告団総会（春川）

1月28日 NHK問題緊急學習集会（竹内一晴さん）

1月30日 定例会（141回）

2月4日 女性国際戦犯法廷のビデオを見る会

2月6日 NHK問題会議

2月12～14日 第7回アジア連帯会議（東京）

2月18日 不二越株主総会

2月20日 定例会（142回）・NHK問題会議

2月24日 名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟不当判決

2月27日 「慰安婦」問題解決法早期制定に向けて  
街頭署名活動

3月5日 編集作業

3月13日 ニュース発送作業

## ★閔釜裁判ニュース 47号★

2005年3月13日発行

編集作業人 井上由美 花房恵美子

発行

戦後責任を問う 閔釜裁判を支援する会  
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

年会費 3,000円

郵便振替01740-0-47678

口座名 閔釜裁判を支援する会

WEB版閔釜裁判を支援する会

ホームページアドレス

<http://homepage2.nifty.com/kanpu/>

閔釜裁判を支える広島連絡会

土井桂子

閔釜裁判を支える福山連絡会

市民運動交流センターふくやま

閔釜裁判を支援する県北連絡会

福政康夫

第二次不二越訴訟支援 北陸連絡会

ホームページ

<http://www.fitweb.or.jp/~sksr930>